

板橋区公共交通会議設置要綱の 一部改正について

板橋区 都市整備部 都市計画課

1 板橋区公共交通会議設置要綱の一部改正について

(1) 改正内容について

2026年3月6日に開催した前回の公共交通会議にて、案としてご提示した本会議の設置要綱について、一部改正をしました。

この改正により、法定協議会としての性質を併せ持つ形となりました。板橋区交通政策基本計画の改定に向け、この会議内、また、改定部会での闊達なご議論をお願いいたします。

<改正内容>

- ・第2条の所掌事項、前回の会議で委員からご指摘いただいた点を修正しました。
- ・第2条に3項を追記し、法定協議会の性質を併せ持たせました。
- ・第3条を修正し、多様な交通モードに対応するため、委員の人数上限を30名→35名としました。
- ・第9条を追加し、今年度から始める交通政策基本計画改定作業に取りかかるため、改定部会に関する構成及び運営について、追記しました。

1 板橋区公共交通会議設置要綱の一部改正について

(1) 改正内容について

	地域公共交通活性化協議会(令和8年度～)	
	地域公共交通会議(令和6・7年度)	追加
根拠法令	道路運送法	地域交通法
対象交通モード	バス・タクシー・自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送・福祉有償運送)	多様な交通モード
目的	自家用有償旅客運送についての協議	地域公共交通計画の策定、実施について必要な協議を行う
計画策定	任意(補助金なし)	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施における補助金受領	行えない(協議組織)	行える(協議+実施組織)
構成員	区市町村、交通事業者、道路管理者、住民・利用代表者、学識経験者	